

## 上郡町空き工場等情報登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上郡町内における空き物件を減少させ、商工業を活性化させるとともに、雇用機会の創出を後押しし、もって地域全体の活性化を図ることを目的に、上郡町空き工場等情報登録制度(以下「空き工場等バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き工場等 個人又は法人が所有し、現に使用していない町内に存在する工場、倉庫、店舗及び事業用地で、過去に使用されていた建物及びその敷地並びに空き地をいう。
- (2) 所有者等 空き工場等の所有権により当該空き工場等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き工場等バンク 空き工場等の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、空き工場等において商工業等を行うことを目的に利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、情報提供を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き工場等バンク以外による空き工場等の取引を妨げるものではない。

(空き工場等の登録申請等)

第4条 空き工場等バンクによる空き工場等に関する登録を受けようとする所有者等は、空き工場等バンク登録申請書(様式第1号)及び空き工場等バンク登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認した上で、適当と認めるときは空き工場等バンク登録台帳(様式第3号。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により登録をしたとき、又は第1項の規定による申請について、次の各号のいずれかに該当するとき、及び該当することが判明し前項の規定による登録が適当と認められないときは、空き工場等バンク登録完了(却下)通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。
  - (1) 所有者等の全員が登録に関する承諾をしていないとき。

- (2) 所有者等が空き工場等の売買及び賃貸を生業としている者であるとき。
- (3) 所有者等が上郡町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 15 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者であるとき。
- (4) 空き工場等が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 法令等の規定に違反するものであるとき。
  - イ 空き工場等の状態、周囲の環境等から判断して、当該空き工場等を利用する者に不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、空き工場等バンクの目的に寄与すると認められないとき。

3 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるときは、別に登録の要件を定めることができる。

4 町長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き工場等で、空き工場等バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して登録を勧めることができる。

（空き工場等に係る登録事項の変更の届出）

第 5 条 前条第 4 項の規定による登録完了の通知を受けた申請者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き工場等バンク登録変更届出書（様式第 5 号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届出なければならない。

（空き工場等バンクの登録の取消し）

第 6 条 町長は、登録している空き工場等が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録台帳から削除するものとする。

- (1) 空き工場等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録から 2 年を経過したとき。ただし、登録から 2 年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとし、再登録を行った場合は、この限りでない。
- (3) 空き工場等バンク取消し届出書（様式第 6 号）の届出があったとき。
- (4) その他町長が適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により削除をしたときは、空き工場等バンク取消し通知書（様式第 7 号）により物件登録者に通知するものとする。

（登録事項の情報提供）

第 7 条 町長は、登録台帳に登録された情報（物件登録者の個人情報を除く物件情報に限る。）を町の Web サイト等を通じて広く周知するものとする。

2 町長は、必要に応じて、物件登録者の登録された情報を利用希望者に提供

するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第8条 町長は、物件登録者と利用希望者との空き工場等に関する交渉及び売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関する行為について、直接これに関与しないものとする。

2 物件の確認及び契約等において発生した一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし、町は一切責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 空き工場等バンクを利用する者は、この制度の利用により取得した個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについて、上郡町個人情報保護条例(平成13年条例第1号)の定めるところによるほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報が流出し、又は滅失することがないように適正に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は適切に廃棄すること。
- (4) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(暴力団等の排除)

第10条 上郡町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者は、空き工場等バンクを利用することができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。